

京都市告示第 149 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 4 月 19 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類            府 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員	備 考	
京都広河原美 山線	北区紫竹上堀川町20番地の1 地先から	旧	A	メートル 4,558.00	4.65 ～メートル 23.95	A及び Bは、 関係図 面で表 示する 敷地の 区分を いう。
			B	5,864.80	3.90 ～ 73.50	
	新	B	5,864.80	3.90 ～ 73.50		
	左京区静市市原町52番地の3 地先まで					

(建設局道路部道路明示課)